

○垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱

令和元年10月18日告示第31号

改正

令和2年6月22日告示第79号

令和4年3月31日告示第32号の10

令和6年3月22日告示第31号

令和6年9月4日告示第78号の2

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税による本市への寄附を促進し、地場産品等のPRを通じた地元企業の育成等を図るため、寄附者に返礼品を提供する返礼品事業者及び返礼品の選定について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品事業者の選定)

第2条 返礼品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社、本店、支社、支店、事業所又は工場があること。ただし、垂水市産の原材料を取り扱っている事業者は、この限りではない。
- (2) インターネット環境が整っていること。
- (3) 代表者又は従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(返礼品事業者の登録方法)

第3条 返礼品事業者の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品事業者登録書(別記第1号様式)
- (2) ベーシック16(別記第2号様式)
- (3) 登記簿謄本の写し(企業)又は住民票の写し(個人)
- (4) 認証や認定に関する書面(取得社のみ)
- (5) 衛生検査に関する検査書面(加工食品)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(別記第3号様式)
- (7) 誓約書(別記第4号様式)

(返礼品の要件)

第4条 返礼品は、そのあり方として、寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえたものとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市PR、交流人口の増加又は地域産業の振興につながるもの

- (2) 商品情報を開示できるもの
- (3) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）は対象外とする。
- (4) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）は対象外とする。
- (5) 商品在庫が著しく少ないことや季節性等、提供条件がある場合は、十分な相談を行うこと。
- (6) 登録にあたっては、本市の返礼品として、分かりやすい説明ができること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、平成31年総務省告示第179号第5条に基づく返礼品基準を満たしていること。

（寄附に係る返礼品額及び送料上限額の要件）

第5条 1件当たりの寄附に対する返礼品額の割合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第2項第2号で定める基準に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、返礼品額及び送料上限額等に関する事項は、別に定める。

（寄附額の決定）

第6条 寄附額は市が決定するものとする。

（返礼品の登録方法）

第7条 返礼品の登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品登録フォーマット（別記第5号様式）
- (2) 返礼品の画像データ形式及び規格は、別に定める。

（返礼品事業者及び返礼品の決定等）

第8条 市長は、返礼品事業者及び返礼品の登録に関する資料の提出があったときは、審査を行い、登録の可否を決定するものとする。ただし、不採択の場合は、その理由を付して通知するものとする。

（返礼品事業者の責務）

第9条 返礼品事業者は、返礼品登録された商品に係る事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 返礼品事業者は、寄附者からの返礼品の提供に係るクレーム、事故、トラブル等について誠意をもって丁寧に対応し、速やかにその内容を書面により市長に報告しなければならない。

3 配送業務については、本市がインターネットを通じて提供する配送管理システム「LedgHome（レジホーム）」を利用しなければならない。

- 4 市から発注依頼を受けた返礼品事業者は、受注した日から翌月末までの返礼品発送に努めなければならない。ただし、期間を限定して提供する返礼品については、この限りでない。また、やむを得ない理由により、発送が遅れる場合は、必ず市に相談することとする。
- 5 返礼品事業者は、食品返礼品を提供する際は、食品表示法（平成25年法律第70号）を遵守のうえ、産地名を適正に表示しなければならない。
- 6 返礼品事業者は、返礼品の産地偽装等の食品表示法の違反又は過失による誤表示等を行い、寄附者に損害を与えたことにより、市が返礼品事業者へ費用負担の求め又は損害賠償請求をした場合、これに応じなければならない。
- 7 市が必要と認めるときは、事業所や返礼品の实地調査等の調査・確認を実施するものとし、これに応じなければならない。
- 8 返礼品事業者は、返礼品登録申請時から返礼品の内容に変更が生じた場合、速やかに書面により市長に届け出なければならない。
- 9 返礼品を適切に提供するために、生産・製造・品質管理を適切に行うとともに、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類・データ等の整備及び保存を適正に行わなければならない。

（返礼品額及び送料の請求方法）

第10条 返礼品額及び送料の請求方法は、配送先リストを添付した上で、返礼品額と送料は分けて請求すること。

（登録の辞退）

第11条 返礼品事業者が登録を辞退しようとするときは、辞退日の30日前までに、辞退届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第12条 返礼品事業者又は返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は返礼品事業者又は返礼品の登録について取消し、停止又は見直しをすることができる。

- (1) 垂水市ふるさと応援基金事業にふさわしくないと認められるとき。
- (2) 寄附者等からの返礼品及び配送に関する問合せ等に誠実に対応しないとき。
- (3) この要綱に違反し、又は市の指導等に対し誠実に対処しないとき。
- (4) 寄附者又は市に損害を与える行為があったとき。
- (5) 返礼品登録申請時の返礼品の仕様と実際に送付した返礼品の仕様が異なったとき。
- (6) 返礼品に関して、産地偽装等の虚偽の内容表示があったとき。
- (7) 業務を通じて知り得た個人情報第三者に漏えいしたとき。

(個人情報の保護)

第13条 返礼品事業者は、市から提供を受け、サービスを提供するために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市と返礼品事業者とで協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日告示第79号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第32号の10)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日告示第31号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月4日告示第78号の2)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

垂水市ふるさと応援基金
返礼品事業者登録書

垂水市ふるさと応援納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり、返礼品事業者登録について申請いたします。

1 企業情報

1	事業者名		3	年間売上高		円
2	代表者名		4	従業員数	(社員〇名、パート〇名など)	
5	会社所在地	〒				
6	工場等所在地	〒				
7	電話番号		8	FAX		
9	会社E-mail		10	ホームページ		

2 企業口座情報

1	銀行名					
2	支店名		4	預金種別		
3	口座番号		5	口座名義		

3 担当者情報

1	担当者名		2	担当者電話番号		
3	部署・役職		4	担当者E-mail		

【事務局記入欄】※記入しないでください。

1	レジホーム登録日	年 月 日	2	入力担当者		
3	レジホームID		4	レジホームパスワード		

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

垂水市ふるさと納税返礼品事業者登録 ベーシック16

	大項目	御社での取組内容	資料等
ベースとなる 価値観と行動	1 お客様を基点とする企業姿勢の明確化	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	2 コンプライアンスの徹底	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
社内に関する コミュニケーション	3 安全かつ適切な食品の提供をするための体制整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	4 調達における取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	5 製造における取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	6 販売における取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
取引先に関する コミュニケーション	7 持続性のある関係のための体制整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	8 取引先との公正な取引	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:
	9 取引先との情報共有、協働の取組	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など> <該当するHPのリンク> URL:

	大項目	御社での取組内容	資料等
お客様に関するコミュニケーション	10 お客様とのコミュニケーションのための体制整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	11 お客様からの情報の収集、対応及び管理	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
お客様に関するコミュニケーション	12 お客様への情報提供	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	13 食育の推進	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
緊急時に関するコミュニケーション	14 緊急時を想定した自社体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	15 緊急時の自社と取引先との協力体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:
	16 緊急時のお客様とのコミュニケーション体制の整備	<御社の取組内容:250字以内>	<写真など>
			<該当するHPのリンク> URL:

第3号様式（第3条関係）

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。

また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名

第4号様式（第3条関係）

誓約書

令和 年 月 日

垂水市長 殿

（誓約者）

所在地：

事業者名：

代表者役職・氏名： 印

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱に基づく、ふるさと納税返礼品事業者として、以下のとおり誓約します。

- （1） 返礼品申請書類及び資料に記載している内容は、全て事実と相違ないこと。
- （2） 地場産品基準や食品表示法等各種法令に従った返礼品を納品することの重要性を理解し、確実にこれらを遵守し、貴市の求めに応じて事業所や返礼品等の実地調査などの調査・確認に協力すること。
- （3） 改正個人情報保護法を順守し、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- （4） 返礼品の提供に関して知りえた秘密を第三者に開示しないこと。
- （5） 登録された返礼品を適切に提供するために、生産・製造・品質管理を適切に行うとともに、提供した返礼品の種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき等、返礼品に関して何らかの問題が生じたときは、全て当方の責任において代替品の納品その他適切な措置をとること。
- （6） 実地調査や返礼品調査の結果、貴市の判断により返礼品事業者登録や返礼品登録が解除される場合、一切の異議を申し立てません。
- （7） 虚偽の申請や（1）～（6）で遵守すべき法令等に違反した場合、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行があった場合など、当方の責めに帰すべき事由によって貴市に損害を生じた場合、その生じた全ての損害について、賠償することを誓約します。

垂水市ふるさと納税返礼品登録フォーマット

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、返礼品について申請いたします。

1 商品特性

返礼品 事業者名			
寄附金額	円		
	※垂水市にて寄附金額を変更させていただく場合は、修正後の寄附金額をお知らせします。		
返礼品額（税込） と送料（税込）の 合算額	円		
	※対象寄附額の31.25%以内		
返礼品額 （税込）	円	送料上乗額 （税込）	円
※ 原則、対象寄附額の25%以内。 ※ 最大で、対象寄附額の30%以内。 ただし、返礼品額（税込）と送料（税込）の合算額を対象寄附額の31.25%以内とすること。		※ 原則、対象寄附額の8.25%以内。 返礼品額（税込）と送料（税込）の合算額を対象寄附額の31.25%以内とすること	
返礼品 カテゴリ		返礼品 コード	
返礼品名 (22文字以内)			
提供可能時期	通年	期間限定	賞味期限
	月 日～	月 日	消費期限
			D+
			D+
主原料産地 (産養場所等)		ロット数	
内容量			
返礼品紹介文 (215文字程度)	返礼品の概要・こだわり・魅力、キャッチコピー、おすすめの食べ方・飲み方(レシピ) 事業者としての思い、等		
配送方法	<input type="checkbox"/> 常温	<input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 冷蔵
ターゲット ※お客様の 性別や年齢など	配送時期		
商品写真	<p>商品の全体がわかる写真を1枚貼付してください。</p> <p>※画像データは別途ご提出ください。(最大9枚掲載可能)</p> <p>一覧表示用(メイン画像) 1枚(800px×496px) スライド用最大8枚(800px×496px) 楽天ふるさと納税掲載用1枚(800px×800px)</p>		

第6号様式 (第11条関係)

年 月 日

垂水市長 様

申込者
所在地
事業者名
代表者名 印
(個人の場合、住所及び氏名)

辞退届出書

垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱第11条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業者名	事業者名				
	所在地				
	代表者名				
辞退する理由					
辞退日		年 月 日			
連絡先	担当部署				
	担当者	役職		氏名	
	電話番号				
	E-mail				